

第50回山梨県環境保全審議会（平成29年7月26日開催）

情報提供(4)資料

「山梨県災害廃棄物処理計画」
の策定について

環境整備課

山梨県災害廃棄物処理計画の概要

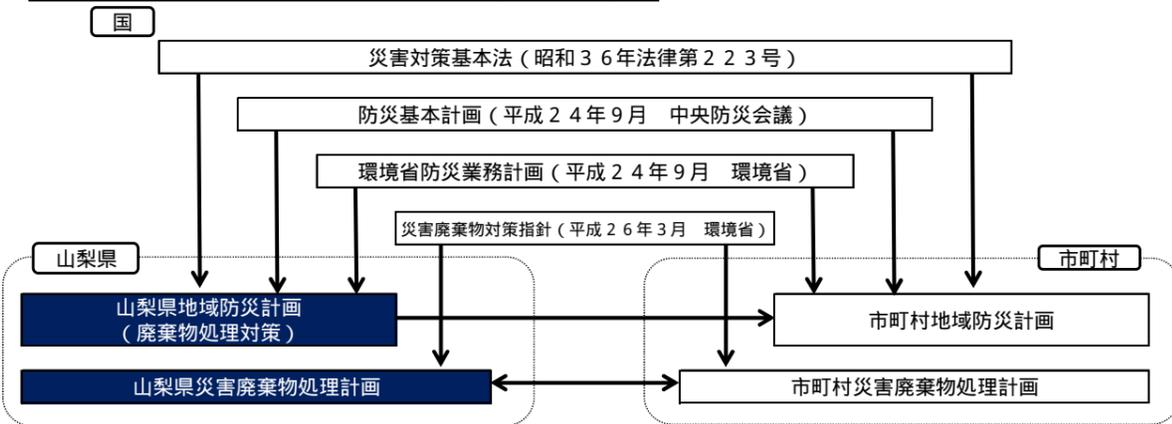
1 背景・目的

国は、東日本大震災や近年全国各地で発生した大雨等への対応から得た様々な経験や知識を踏まえ、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定するとともに、平成27年8月に廃棄物処理法を改正し、非常災害により生じた廃棄物の処理原則を明確化した。更に、平成28年1月に廃棄物処理法に基づく基本方針を変更し、県等に対し、指針や地域防災計画を踏まえた災害廃棄物処理計画の策定を求めている。このような背景を踏まえ、本年3月に県地域防災計画の廃棄物処理対策を見直すとともに、本計画を策定し、非常災害により大量に発生する廃棄物の処理に関し、平常時、応急対応時、復旧・復興時の対応等について、より具体的かつ詳細な事項を定め、今後起こりうる非常災害に備えるものである。

2 基本的事項

計画の位置付け

国の災害廃棄物対策指針を踏まえ、山梨県地域防災計画の廃棄物処理対策に基づき、災害時における廃棄物の適正かつ迅速な処理に必要な事項を取りまとめたもの。



計画の概要

県、市町村等各主体の役割や具体的な対応を平常時、応急対応時、復旧復興時等段階別に示した。災害廃棄物の発生量等の推計手法を明らかにし、事前に検討・把握すべき事項を示した。

処理体制

災害廃棄物は一般廃棄物であり、処理の主体は市町村が基本となる。県は、各市町村間及び他都道府県の広域支援体制の確立を図るとともに、市町村に対し、必要な助言・支援を行う。

3 平常時の対応

県地域防災計画の記載項目

- (1) 組織体制の整備
- (2) 協力支援体制の整備
- (3) 一般廃棄物処理施設の災害予防
- (4) 処理体制の整備

【主な記載内容】

県における組織体制の整備
・統括部と森林環境部の分担や環境整備班の配置体制を示した。
市町村における組織体制の整備
処理対策の検討・整理
・市町村が平常時に処理対策を検討するため、災害廃棄物の発生量、仮置場面積等の推計方法を示した。
当該推計方法による県全体の廃棄物推計発生量は次のとおり（単位：万t）
➤ 分別、選別の徹底により可能な限り再生利用を図り、焼却・埋立量を低減する。

地震種類	推計発生量	うち要焼却量	うち埋立処分量
東海地震	163.8	25.9	16.6
南関東直下プレート境界地震	42.7	6.8	4.3
釜無川断層地震	670.7	104.0	69.1
藤の木愛川断層	501.5	79.6	50.5
曽根丘陵断層地震	235.0	37.4	23.6
糸魚川 - 静岡構造線地震	224.3	35.7	22.5

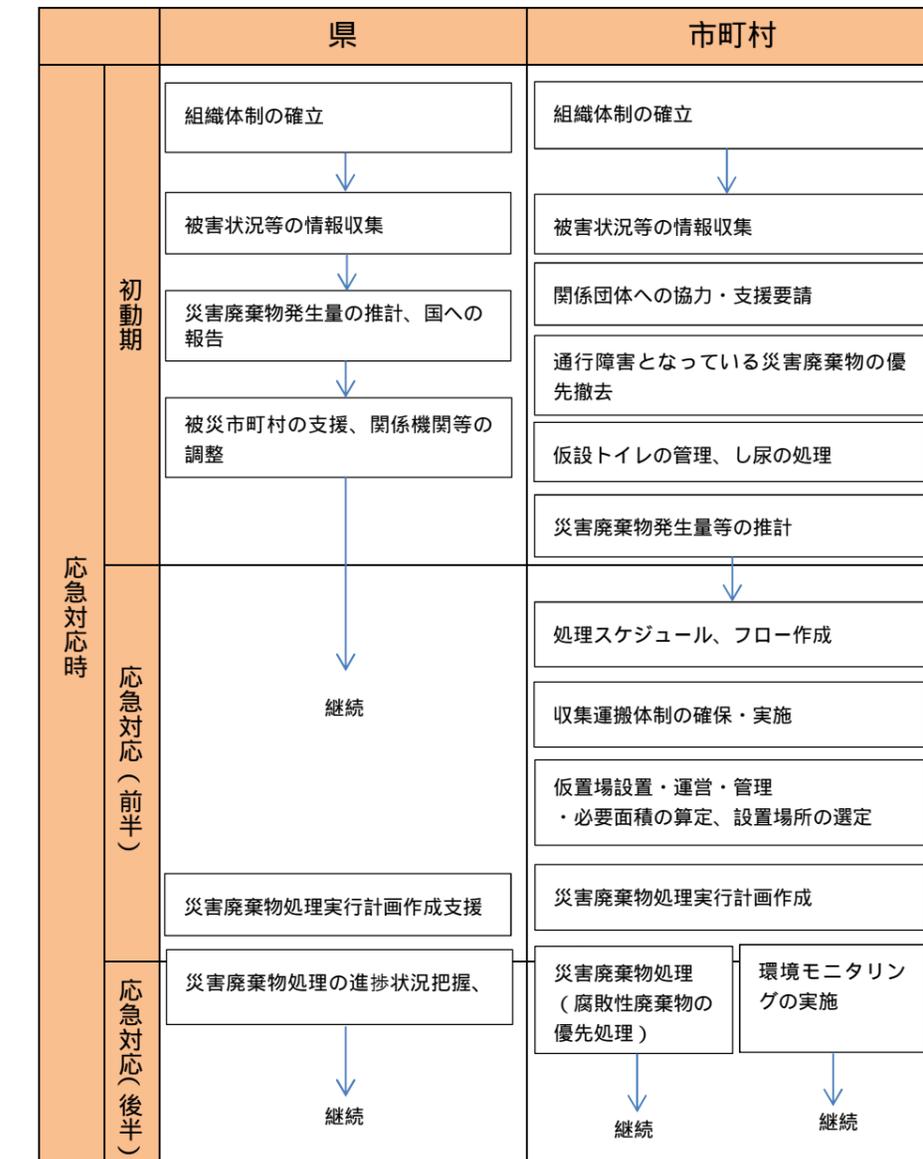
4 応急対応

県地域防災計画の記載項目

- (1) 県の応急体制
- (2) 市町村の応急体制

【主な記載内容】

発災後の業務の流れ（下図：基本的な流れの例示）
県の応急体制
・発災後の情報収集体制や収集内容等を詳細に示した。
市町村の応急体制
・発災後の業務の流れを明確化し、具体的な対応を例示した。
災害廃棄物処理実行計画の作成



初動期：発災後～数日、応急対応期（前半）：～3週間程度、応急対応期（後半）：～3ヶ月程度

5 復旧復興時の対応

【主な記載内容】

市町村による、処理の進捗に応じた災害廃棄物処理実行計画の見直し
施設の復旧・復興対策の実施等
県による、災害廃棄物処理に係る市町村への必要な助言・支援等

6 その他

【主な記載内容】

被害が甚大で、市町村が主体となって災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合の県への事務委託について
平成27年8月の廃棄物処理法で規定された非常災害時の廃棄物処理に関する特例措置について等

資料集

- 関係機関の連絡先
・市町村、一部事務組合
・県
・協定締結団体
- 市町村一般廃棄物処理施設一覧
- 協定書等
・県産業廃棄物協会
・県カーリサイクル協同組合
- 各種報告、要請書類
・処理業者の廃棄物処理施設に係る被害状況等報告書
・一般廃棄物処理施設に関する被害状況等報告書
・障害物の除去等に係る支援要請書
・災害廃棄物の処理等に係る支援要請書